

みんななかまバスから協定バスへの移行日示される 公共交通の充実で市民の移動の権利の 保障する施策の実現を

川口市が平成14年から実施してきた市のコミュニティバス「みんななかまバス」は2026年秋から協定バスに移行します。みんななかまバスは市内全域を6路線運行していましたが、秋からは主に神根・戸塚・安行の各地域で5路線の運行となります。

この背景には全国のバス事業者の深刻な運転手不足があります。市内の路線バスでもこれまで路線廃止や減便が行われています。川口市は市内バス事業者等との協議や公共交通に係る審議会等で審議を行い、新たにバス事業者と協定を締結して運行する「協定バス」を運行の効率化を図りながら進めることになったとしています。

移行日：2026年10月13日（火）

みんななかまバスは2026年10月10日まで運行

運行エリア／市内北東部を中心に5路線

（路線バス運行が困難な地域や運行本数が少ない地域）

運行日／平日・日曜・祝日（年末年始を除く）

時刻表／決定次第、国際興業バスホームページに掲載

1日10～12本程度（運行間隔は約60分～70分）

運賃／路線バスと同様（大人初乗り240円）

定期券・一日乗車券・埼京のびのびバスの利用可能

これまで利用されてきたコミュニティバスはなくなります。バス運転手不足は深刻ですが、バスに代わる移動支援を市が公的に進める必要があります。

日本共産党市議団は、協定バスへの移行で運賃負担が増えるため、埼京のびのびバスなどへの購入補助を行う、川口市版シルバーパスの実施などを川口市に求めています。あわせて、公共交通計画の策定をすすめ、バス以外の交通手段としてデマンド交通の実施など交通弱者を生まない取り組みを急ぐよう市に求めています。



金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2026年7月12日 No.1844

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



「ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小零細企業の経営環境の悪化に対する緊急支援策を求める意見書」全会派一致で可決

議員提案第2号

ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小零細企業の経営環境の悪化に対する 緊急支援策を求める意見書

中東情勢の緊迫化や円安の進行等により、原油価格の高騰、ガソリン・軽油価格の上昇、さらに石油由来製品を中心とした建設資材・住宅設備機器の値上がりや供給停止、納期遅延が深刻化している。

令和8年3月27日に政府は、今般の中東情勢をふまえ官民の金融機関等に対し、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底、中東情勢の影響を受ける事業者を新たに対象に追加した日本政策金融公庫の特別相談窓口、金利引き下げの対象を拡大したセーフティーネットの貸付の活用促進などの対応を行うよう、関係大臣連名で緊急要請を發出し対応したものの未だ経営状況の悪化は続いている。

よって、国においては、さらなる支援策を早急に実施されるよう以下求めるものである。

記

- 1 燃料の調達を確実なものとし、コスト増に対して必要な援助を行うこと
 - 2 建設資材高騰、供給停止・納期遅延等により経営悪化している中小零細企業を対象とした緊急支援制度（給付金・助成金・無利子融資等）を創設すること
 - 3 建設資材・住宅設備機器の安定供給と価格抑制に向けた対策を強化すること
- 以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和8年6月30日

川口市議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

財務大臣

経済産業大臣

憲法改正「緊急事態条項」勉強会

～今こそ知り、考える、戦争と法律の制度～



7月1日に埼玉弁護士会主催「「緊急事態条項」～今こそ知り、考える、戦争と法律の制度～」と題し永井幸寿弁護士の講演や、質疑応答の時間も設けた勉強会が埼玉会館で開催されました。水曜日の午前中であつたにもかかわらず定員100名の会場は老若男女でいっぱいになりました。

永井幸寿弁護士は、緊急事態条項とは、「国家緊急権」を憲法に創設する条項であること。「国家緊急権」とは、戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常措置を取る権限のこと。すなわち、国家（主に政府）を守るための制度で国民の人権を守るための制度ではないこと。また、人権の大幅な制約や政府に極度の権力が集中する制度であること。「権力分立の趣旨」には①自由主義：権力の濫用から国民の自由を守る。②性悪説：人はいつでも権力を獲得したがる弱点があり、しかも権力を握ればそれを濫用する性向があることにふれ、緊急事態条項はこれらを停止することであると。これは、災害やコロナ禍のような緊急時に、私たちを危険から守るために必要なのか？憲法を改正して盛り込む必要があるのか。非常時に国民の命や暮らしを守るための法律制度とは何か？など、お話されました。

その後、参加者から「どうすれば狂った政権の暴走を止められるのか。」「法律が閣議決定で決められていますが昔からなのか。」などの質問も寄せられ、「国会前デモや全国各地のスタンディングは心強い。」「本来国会で議決しなければならないが、閣議の時点で決定しがち。これは良くない。国会の審議で色々分かって国民に伝わる。歴史的には少数意見が多数になることもあった。」など答え、勉強会は閉会となりました。

知っ得情報

川口市平和展に参加してみませんか？

川口市平和展は「川口市平和都市宣言」の理念を基本として、市民に戦争の悲惨さと命の大切さを伝え、平和で豊かな社会を築いていくことを目的に開催しています。

問 開催期間は？

答 令和8年7月18日(土曜日)～20日(月曜日)・・・午前9時～午後6時まで
21日(火曜日)・22日(水曜日)・・・午前10時～午後6時まで
会場は川口駅東口の川口市立中央図書館・メディアセブン

問 内容は？

答 【5階中央図書館前ロビー】

・川口市の平和への取り組みに関する資料の展示、戦中・戦後の時代背景に関する資料の展示、ヒロシマ・ナガサキ原爆資料の展示

【7階プレゼンテーションスタジオにて平和に関する映像の上映を行います。】

・上映日は、7月19日(日曜日)と20日(月曜日)

【7階プレゼンテーションスタジオでテーマに沿った複数の本を紹介】

・中央図書館の司書が、「平和展ブックトーク」を行います。

・7月20日(日曜日)13時30分～・7月20日(日曜日)15時00分～

お問い合わせは→川口市総務課 庶務係 電話 048-259-9021(直通)

7月の 無料法律 相談

◎日時／7月14日(火)18時～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階
川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

事前に電話予約の上、お越しください。
なお、申し込みの際は氏名、電話番号をお伝えください。
当日は筆記用具などご持参ください。

主催：日本共産党川口市議会議員団